

諮問日：平成28年3月30日（平成27年度（情）諮問第12号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（情）答申第5号）

件名：首席家庭裁判所調査官協議会等における配付資料の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「直近に開催された、首席家庭裁判所調査官協議会及び家事事件担当裁判官等協議会に関する配付資料」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、これらはいずれも廃棄済みであり保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が平成27年12月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成25年2月改訂のJ・NETポータル民事情報データベース操作マニュアル〈一般ユーザ編〉によれば、平成25年2月時点で、平成19年度の協議会資料が保存されていたことが分かるから、本件各開示申出文書が開示申出時点で廃棄されていたとはいえ、本件各開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも廃棄済みであるとして不

開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

本件開示申出の時点で「直近に開催された」首席家庭裁判所調査官協議会としては、平成27年1月27日に東京高等裁判所で開催された「東京及び仙台各高等裁判所管内首席家庭裁判所調査官協議会」が、「直近に開催された」家事事件担当裁判官等協議会としては、同月23日に同裁判所で開催された「東京高等裁判所管内家事事件担当裁判官等協議会」が該当する。

これらの協議会の配付資料は、協議会の開催前に最高裁判所から東京高等裁判所を通じて協議員に対して協議の参考として配布されているが、その後は東京高等裁判所において保有する必要のない性質の文書であることから、随時廃棄して差支えない文書である。すなわち、上記配付資料は、東京高等裁判所において1年以上保存する必要のない短期保有文書として取り扱うことができる。そうすると、開催から10か月近くが経過した後である開示申出時点において既に廃棄されているとする原判断の説明は合理的である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同年7月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとされている。また、

同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

- 2 最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書が短期保有文書として随時廃棄して差支えない文書であり、既に廃棄されているとする原判断庁の説明は合理的であると説明する。本件各開示申出文書は、いずれも、東京高等裁判所で開催された協議会の配付資料で、最高裁判所から東京高等裁判所を通じて協議員に対して協議の参考として配布された文書であるというのであるから、その用途は、協議員が協議の参考にするに止まり、東京高等裁判所においてこれに基づく事務等が予定されているものとは認められない。そうすると、協議会が終了すれば、東京高等裁判所において保有する必要性がなくなるものであるといえることができるから、東京高等裁判所において、これらについて、保存期間を1年以上にする必要がない短期保有文書として扱っていることは、前記1の各通達に沿った取扱いであり、相当である。以上によれば、本件開示申出の時点において、本件各開示申出文書が、いずれも廃棄済みであって存在しないとする原判断庁の説明は合理的であり、これを覆すに足りる事情はない。

この点につき、苦情申出人は、平成25年2月改訂のJ・NETポータル民事情報データベース操作マニュアル〈一般ユーザ編〉に、平成19年度の協議会資料が存在するような記載部分があることをもって、本件各開示申出文書が存在すると主張するが、上記の記載は、本件各開示対象文書に係る協議会とは全く別の年度に開催された協議会に関するものである上、マニュアル上の記載が実際の文書の存在を推認させるものでないことはいうまでもないのであるから、採用の限りでない。

- 3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書がいずれも廃棄済みであるとして不開示とした原判断については、東京高等裁判所においてこれらをいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人